

豊島区耐震改修促進計画

概要版

平成 20 年 3 月 豊島区

計画の概要

1. 目的

豊島区耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 5 条第 7 項に基づき策定するもので、区内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進することで、地震による被害から区民の生命と財産を守ることを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、「東京都耐震改修促進計画」、「豊島区基本計画」および「豊島区地域防災計画」との整合が図られるものとしてします。

3. 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、豊島区内全域とし、対象建築物は新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された住宅および耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物とします。

4. 計画の期間

平成 19 年度～平成 27 年度とし、社会の情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、概ね 3 年を目途として定期的に検証し、必要に応じて計画の改定を行います。

基本方針

1. 想定する地震の規模・状況

本計画において、想定する地震の規模・状況は、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議、平成 18 年 5 月）で設定されている東京湾北部地震および多摩直下地震(いずれも M7.3)によるものとする。

2. 耐震化の現状、及び 3. 耐震化の目標

平成 27 年度に住宅・民間特定建築物の耐震化率を 90%とする。

平成 27 年度に区有特定建築物等の耐震化率を 100%とする。

建築物の種類	耐震化率	
	現状 平成 18 年度末	目標 平成 27 年度末
住宅	75.5%	90%
区立管理住宅	91.3%	100%
民間特定建築物	80.5%	90%
区有特定建築物	74.7%	100%

東京都の耐震化率の推計方法に準じて算定した推計値

耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者によって行われることを基本とする。区は、耐震化の目標達成のため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、財政的・技術的支援を行う。

2. 重点的に取り組むべき施策

木造密集地域の耐震化...防災まちづくりを推進し、耐震化を促進する。

重点的に耐震化を図るべき建築物...区有特定建築物のうち、防災上特に重要な建築物について、早期の耐震化に努める。民間特定建築物のうち、災害時に重要な施設となる後方医療施設について、積極的に耐震診断、耐震改修の指導・助言を行い、早期の耐震化を促進に努める。

指定道路の沿道建築物の耐震化...地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路等、防災上重要な緊急輸送道路として「東京都耐震改修促進計画」に基づき指定された区内の道路について、沿道建築物の耐震化を促進する。

また、都が指定する道路以外にも、豊島区地域防災計画に定める緊急道路障害物路線のうち、緊急輸送・避難・復旧の観点から、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路としての指定を検討する。

3. 区有施設の耐震化

区有管理住宅及び区有特定建築物について、100%の耐震化を図ることを目標に耐震診断・耐震改修及び建替えの検討を行う。

4. 建築物の耐震化に対する支援

区は財政的支援として、補助制度を設ける。

耐震化するための総合的な施策

1．普及啓発

区は、地域危険度の公表及び相談体制や情報提供の充実を図り、耐震化への普及啓発に努める。

2．所管行政庁との連携

区は、所管行政庁と連携し、耐震改修促進法に基づく指導・助言、建築基準法に基づく指示等を必要に応じて実施し、耐震化の促進に努める。

3．関連施策の推進

家具転倒防止対策、窓ガラス等の落下物対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、ブロック塀・よう壁の倒壊防止対策、工作物等の落下防止対策等を促進する。

東京都の勧める木造住宅の安価で信頼できる耐震工法・装置について、東京都と連携し普及に努める。

大規模な高層マンションの防災対策として、防災備蓄の推進に努める。

応急危険度判定の体制整備し、判定体制の強化に努める。